

平成29年4月10日

お客さま 各位

阪神高速道路株式会社
大阪管理局総務・管理部営業課

新たな料金体系移行に伴う変更について（お知らせ）

平素は、阪神高速道路をご利用いただき、誠にありがとうございます。

さて、平成29年3月31日に公表いたしましたとおり、阪神高速は、平成29年6月1日から特定範囲内のみご利用の場合の多頻度割引を拡充し、平成29年6月3日からは、対距離制を基本とした新たな料金体系に移行及び高速自動車国道と同様の5車種区分を導入します。

つきましては、ETCコーポレートカード請求時に送付しておりますご通行明細書の車種表示及び備考が下記のとおり追加されますので、事前にお知らせいたします。

新たな料金体系の内容につきましては、同封のチラシ及び弊社ホームページをご覧ください。

記

| | | |
|-----|----|----------|
| 記載欄 | 表示 | 6月1日以降 |
| 備考 | 多拡 | 多頻度割引拡充分 |

| 記載欄 | 表示 | 6月2日まで | 6月3日以降 |
|-----|-----|--------|--------|
| 車種 | 車種1 | 普通車 | 普通車 |
| | 車種2 | 大型車 | 大型車 |
| | 車種3 | — | 特大車 |
| | 車種4 | — | 中型車 |
| | 車種5 | — | 軽・二輪 |

※阪神高速ホームページ <http://www.hanshin-exp.co.jp/>

※新たな料金体系についてご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

以上

【お問い合わせ先】

対距離料金特設ダイヤル

0120-63-1484

I P 電話 050-3786-5684

期間中24時間（平成29年9月30日まで）



平成29年6月3日(土)午前0時~

近畿圏の高速道路料金が変わります 対距離料金+5車種区分

新料金に変わる道路

近畿道・阪和道・西名阪道・第二京阪道路・京滋バイパス・阪神高速
(吹田IC ~ 松原JCT ~ 岸和田和泉IC)

近畿道では(普通車) (阪和道も同様となります)

走行距離に
関係なく、
510円
均一料金

新料金

ETC車
ご利用距離に
応じた料金となります。

下限**270円**
~
上限**750円**

(例)摂津北IC⇒摂津南IC 270円
吹田IC⇒門真IC 520円
吹田IC⇒松原IC 750円

近畿道と阪和道を連続利用するETC車は、1,020円が上限となります。

新料金

非ETC車
原則**750円**となります。

原則**750円**

(例)摂津北IC⇒摂津南IC 750円
吹田IC⇒門真IC 750円
吹田IC⇒松原IC 750円

※非ETC車でご利用区間が判別できる場合は、ご利用距離に応じた料金となります。そのため、往路と復路で料金の差が生じる場合があります。
※近畿道と阪和道を連続利用する非ETC車は、原則1,500円となります。

- ・近畿道(吹田IC~松原IC)・阪和道(長原IC~岸和田和泉IC)はそれぞれ750円(普通車)が上限となります。
- ・西名阪道・第二京阪道路・京滋バイパスはこれまでの料金が上限となります。
- ・5車種区分となることから、近畿道・阪和道・西名阪道の中型車の料金は普通車より原則高くなります。
- ・第二京阪道路ネットワーク割引等は6月2日をもって終了します。これに伴い、一部の区間において料金が高くなる場合があります。

ETC車 は、ご利用距離に応じた料金体系へ。



NEXCO西日本対象道路

ETCのお客さまへのご注意
料金所通過時にご案内する料金は最大額での表示となりますが、請求時に対距離料金を反映します。

「新料金」の詳細な情報は
NEXCO西日本ホームページまで

NEXCO西日本

検索



NEXCO西日本お客さまセンター(年中無休・24時間)



0120-924863 (クルマでおでかけ24時間ハローさん)

※IP電話等一部の電話からはフリーダイヤルがご利用できない場合があります。その場合は、06-6876-9031(通話料有料)

みち、ひと...未来へ。



「阪神高速」の新料金は
阪神高速ホームページまで

阪神高速

検索

対距離制を基本とした料金体系に整理・統一

[NEXCO西日本対象道路] 近畿道・阪和道(長原IC～岸和田和泉IC)・西名阪道・第二京阪道路・京滋バイパス

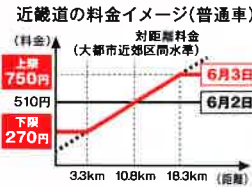


料金水準 高速自動車国道の大都市近郊区間の水準に統一

車種区分 5車種区分に統一 近畿道・阪和道・西名阪道(4車種→5車種)

対距離料金 **ETC車** ご利用距離に応じた料金となります。
非ETC車 原則として、各道路ごとの最大料金となります。

ご利用区間が判別できる場合は、ご利用距離に応じた料金となります。



近畿道では(普通車)

[新料金]

ETC車

下限**270円**～上限**750円**

| 区間 | 距離 | 6月2日まで | 6月3日から |
|-------------|--------|--------|--------|
| 摂津北IC→摂津南IC | 2.4km | | 270円 |
| 吹田IC→門真IC | 11.2km | 510円 | 520円 |
| 吹田IC→松原IC | 28.4km | | 750円 |

※近畿道と阪和道を連続利用する**ETC車**は、1,020円が上限となります。

非ETC車 (現金・クレジットカード) 原則**750円**

| 区間 | 6月2日まで | 6月3日から |
|-------------|--------|--------|
| 摂津北IC→摂津南IC | 510円 | 750円 |
| 吹田IC→松原IC | | 750円 |

※**非ETC車**でご利用区間が判別できる場合は、ご利用距離に応じた料金となります。そのため、往路と復路で料金の差が生じる場合があります。

※近畿道と阪和道を連続利用する**ETC車**は、原則1,500円となります。

・西名阪道・第二京阪道路・京滋バイパスはこれまでの料金が上限となります。

・近畿道・阪和道・西名阪道の中型車の車種間料金比率は、普通車の1.0に対し1.2になりますが、激変緩和措置として、平成33年度までは、近畿道・阪和道については中型車を1.07とします。

・近畿道・阪和道・西名阪道の中型率は普通車より高い料金となります。

・第二京阪道路ネットワーク割引等は6月2日をもって終了します。これに伴い、一部の区間において料金が高くなる場合があります。

阪和道では(普通車)

[新料金]

ETC車

下限**270円**～上限**750円**

| 区間 | 距離 | 6月2日まで | 6月3日から |
|--------------|--------|--------|--------|
| 長原IC→美原北IC | 5.0km | | 320円 |
| 堺IC→岸和田和泉IC | 10.1km | 510円 | 480円 |
| 長原IC→岸和田和泉IC | 24.4km | | 750円 |

非ETC車 (現金・クレジットカード) 原則**750円**

| 区間 | 6月2日まで | 6月3日から |
|--------------|--------|--------|
| 堺IC→岸和田和泉IC | 510円 | 750円 |
| 長原IC→岸和田和泉IC | | 750円 |

起終点を基本とした 継ぎ目のない料金の実現

ETC車 限定

大阪都心部発着の場合、右図のどのルートを選んでも 起点・終点間の最安料金と同一になります。(※1)(※2)

【具体的料金例(普通車)】

第二京阪道路(枚方学研IC)→阪神高速(大阪都心部対象出口) ※近畿道乗継利用割引後

| 経路(阪神高速) | 6月2日までの料金 | 6月3日からの対距離料金 | [新料金] 経路によらない同一料金 |
|--------------|-----------|---------------|-------------------|
| 守口線(31.3km) | 1,790円* | 1,690円(▲100円) | 1,610円 |
| 東大阪線(28.5km) | 1,790円* | 1,610円(▲180円) | |
| 松原線(42.8km) | 2,150円 | 2,060円(▲90円) | |

南阪奈道路(太子IC)→阪神高速(大阪都心部対象出口) ※阪和道連続利用割引・三線割引後

| 経路(阪神高速) | 6月2日までの料金* | 6月3日からの対距離料金* | [新料金] 経路によらない同一料金 |
|--------------|------------|---------------|-------------------|
| 守口線(44.9km) | 1,758円 | 1,978円(+220円) | 1,318円 |
| 東大阪線(33.7km) | 1,758円 | 1,698円(▲60円) | |
| 松原線(26.8km) | 1,358円 | 1,318円(▲40円) | |

(※1) 流入・流出では料金が異なります

(※2) 第二京阪道路利用については、次のとおりになります

- (1) 通常の**ETC車**…第二京阪道路発着のみ対象とします (巨椋池本線料金所からの流入・流出は対象外です)。
- (2) **ETC2.0車**…(1)の対象出入口に加えて、第二京阪道路を通過する交通を対象とします (巨椋池本線料金所・阪神高速京都線からの流入・流出は対象外です)。

新名神高速道路と第二京阪道路の接続後は、新名神高速道路からの流入・流出も対象とします。



【ご利用上の注意】

- ETC**の料金が適用されるのは、料金所等のアンテナでETC無線通信を行いご利用いただく場合となります。
- ETC**は料金所通過時にご案内する料金は最大額の表示となりますが、請求時に対距離料金を反映します。
- 入口から出口までの間、同一のETCカードを車載器に挿入してください。料金所のほか、入口・出口等のアンテナで通信を行い、利用区間を判別しています。
- 通信異常等によりETCの通行記録がない場合、当該道路の最大料金を請求する場合があります。請求金額にご不明な点がございましたら、お手数ですが、お客さまセンター(0120-924-863)へお申し出をお願いいたします。

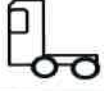


各区間の個別料金等については、NEXCO西日本のホームページ等をご覧ください。

ETCけん引車の料金通知方法が変わります




平成29年6月3日(土)からの新料金移行に伴い、阪神高速におけるけん引車(トレーラーヘッド車等)の車種区分が変更になります。

なお、システム準備の関係により、平成29年4月中旬から順次、音声通知・料金表示及びご請求内容が以下のとおりの方式となりますのでご注意ください。

2 軸

| | | 現行 | 4月中旬～ 6月2日 | 6月3日～ |
|--|--------------|-----|---------------|-------|
|  + なし | 音声通知 料金表示 | 大型車 | 普通車 | 中型車 |
| | 請求 | 普通車 | 普通車 | 中型車 |
|  | 音声通知 料金表示 | 大型車 | 普通車 | 中型車 |
| | 請求 | 大型車 | 大型車 | 大型車 |
|  | 音声通知 料金表示 | 大型車 | 普通車 | 中型車 |
| | 請求 | 大型車 | 大型車 | 特大車 |

3 軸

| | | 現行 | 4月中旬～ 6月2日 | 6月3日～ |
|--|--------------|-----|---------------|-------|
|  + なし | 音声通知 料金表示 | 大型車 | 大型車 | 大型車 |
| | 請求 | 大型車 | 大型車 | 大型車 |
|  | 音声通知 料金表示 | 大型車 | 大型車 | 大型車 |
| | 請求 | 大型車 | 大型車 | 特大車 |
|  | 音声通知 料金表示 | 大型車 | 大型車 | 大型車 |
| | 請求 | 大型車 | 大型車 | 特大車 |

※なお、6月3日(土)から通行料金の案内方式を改め、現行の「入口での案内」から「出口での案内」へ変更します。車載器からの料金案内は出口で行いますので、ご注意ください。

※ETC利用履歴発行プリンターで発行される利用明細書には、上記「音声通知・料金表示」の車種・料金が印字され、請求料金とは異なる場合がありますので、ご注意ください。

※ETC利用照会サービスで表示される利用明細及び同サービスで発行される利用証明書は、上記「請求」の車種・料金となりますので、ご請求料金は本サービスでご確認ください。

〈お問い合わせ先〉 阪神高速お客さまセンター 06-6576-1484
(平日 8:30～19:00 土日祝・年末年始 9:00～18:00)

